

東北新幹線（盛岡・八戸）に係る環境基準達成状況について（お知らせ）

平成15年6月6日

環境省環境管理局

自動車環境対策課長 堅尾和夫（6520）

専門官 楠元哲彦（6523）

環境省は、東北新幹線盛岡～八戸間の延伸開業に伴い、当該区間沿線の18箇所において、騒音測定を行い、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況の調査を行った。

その結果、測定した18箇所のうち環境基準が達成されていた地点の割合は約8割であった。

この結果を踏まえ、引き続き環境基準達成に努めるよう、国土交通省、岩手県及び青森県に対して要請を行った。

1. 経緯

新幹線鉄道騒音については、環境基本法第16条の規定に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準として「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示第46号）が定められ、地域の類型別の基準値及び達成目標期間が設定されている。このうち新設新幹線鉄道に係る達成目標期間については、「開業時に直ちに達成され、又は維持されるよう努めるもの」とされている。

今般東北新幹線盛岡～八戸間（路線延長約100km、うちトンネル以外の区間約30km）が、平成14年12月1日に開業したことに伴い、環境省では青森県及び岩手県の協力を得て沿線の騒音測定を行い、環境基準の達成状況の調査を行った。

2. 調査方法

1) 測定実施機関・・・青森県、岩手県

2) 測定地点・・・青森県：4地点、岩手県14地点 計18地点

3) 騒音測定方法

環境基準の告示では、連続して通過する20本の列車の騒音レベルを測定し、上位半数をパワー平均したものを評価値とすることとなっているが、当該線区は、運行回数が少ないため、通達に基づき測定可能な本数について測定し、上位半数をパワー平

均して評価値とした。

3. 騒音調査結果

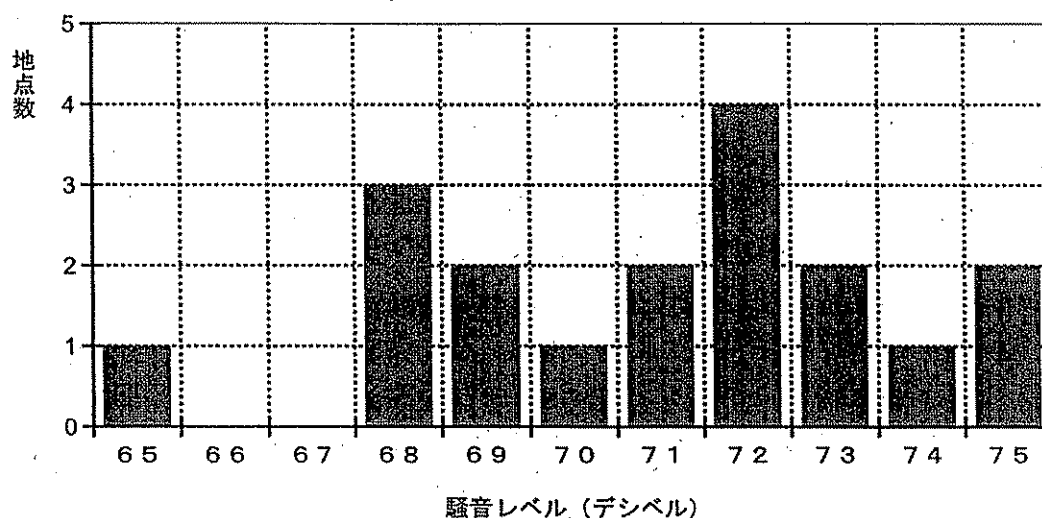
東北新幹線盛岡～八戸間について、測定した18箇所における騒音測定結果をまとめたものが表1及び図1である。騒音レベルは最高で75デシベル（2地点）で、約4割の地点で70デシベル以下となっていた。

表1 騒音測定結果

	騒音レベル (デシベル)	
	最大	最小
青森県	75	68
岩手県	75	65
全体	75	65

注：軌道中心から25m離れた地点で測定した結果（以下同様。）

図 騒音レベルの分布



4. 環境基準の達成状況

新幹線鉄道騒音の環境基準については、都道府県知事が、主として住居の用に供される地域にはⅠ類型を、商工業の用に供される地域等Ⅰ類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域にはⅡ類型を当てはめ、それぞれⅠ類型については70デシベル以下、Ⅱ類型については75デシベル以下とすることとし、新設の新幹線鉄道は開業時直ちに達成されるよう努めることが定められている。

今回測定した東北新幹線盛岡～八戸間について、測定した18箇所における環境基準の達成状況を類型別に示したものが表2である。環境基準の達成状況については、Ⅰ類型では約50%、Ⅱ類型では全ての地点で達成されており、また、全体では約78%の地点で達成されていた。

表2 新幹線鉄道騒音環境基準達成状況

	測定地点数		達成地点数		達成率 (%)		
	I 類型	II 類型	I 類型	II 類型	I 類型	II 類型	合計
青森県	4	0	1	0	25	—	25
岩手県	4	10	3	10	75	100	93
全体	8	10	4	10	50	100	78

5. 今後の対応

環境基準が可及的速やかに達成されるよう、本日付けをもって国土交通省、岩手県、青森県に対し要請を行った。その要旨は、次のとおりである。

【要請内容】

(国土交通省鉄道局あて)

1. 最も基本的な施策である音源対策を引き続き推進し、環境基準の達成を図るとともに、音源対策を講じても環境基準を超える区域の住宅防音工事の推進を図ること。
2. 音源対策に関する技術開発の推進に努め、実施可能なものから逐次音源対策への活用を図ること。
3. 環境基準の円滑な達成に資するため、関係機関と連携し、土地利用の適正化が図られるよう配慮すること。
4. 騒音・振動等の環境の状態を把握し、必要に応じて適切な環境保全対策を講じること。
5. 今後の事業の推進に当たっては、環境保全の観点から、関係地方公共団体と十分連絡調整を図ること。

(国土交通省都市・地域整備局あて)

東北新幹線鉄道沿線に関する土地利用対策の推進について、関係地方公共団体に周知願いたい。

(青森県及び岩手県あて)

1. 環境基準の達成状況の把握のため、定期的に新幹線鉄道騒音を測定するよう努めること。
2. 土地利用の適正化を図ることが必要であることに鑑み、関係部局及び市町村の連携に努め、沿線の土地利用の適正化に努めること。
3. 建設主体及び営業主体が環境保全のため実施する音源対策又は住宅防音工事の促進のため、当該建設主体及び営業主体との連絡調整を図ること。
4. 環境基準の地域類型を当てはめる地域にあつては、既に通知した処理基準に照らし適切に行うとともに、必要に応じて見直しを行われたいこと。特に都市計画法に基づく用途地域の定められていない地域の指定については、土地利用等の状況を勘案して行うこと。

5. 今後とも騒音・振動等の環境の状態を把握し、必要に応じて、適切な環境保全対策を講じること。